

国指定小湊鳥獣保護区計画書  
【存続期間の更新】

令和3年11月1日

環境省



## 1 国指定鳥獣保護区の概要

- (1) 国指定鳥獣保護区の名称  
小湊鳥獣保護区

- (2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境界線と最大高潮時海岸線(以下「海岸線」という。)との交点を起点とし、同所から同境界線に沿って南西に進み国道4号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道夏泊公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道小湊浅所線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、町道東滝東和線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路境界線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道夏泊公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道白砂線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道夏泊公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道夏泊公園線(旧道)との交点に至り、同所から同県道を南西に進み青森県東津軽郡平内町大字稻生字稻生5番地南東端との交点に至り、西に進み、海岸線から沖合1,200mの点に至り、同所から海岸線の沖合1,200mの距離を置いて引いた線を北東に進み、起点から沖合1,200mの点に至り、同所から起点を結ぶ直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域

- (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで(20年間)

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

- (1) 国指定鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

- (2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県東津軽郡平内町稻生から同町狩場沢までの海岸及び地先海面である。区域内に複数の集落があり、海岸線は漁港、護岸等の人工物が占め、その地先に岩石海岸や干潟が広がり、海鳥の生息地となっている。海面ではホタテを主とする養殖業が営まれており、ブイ等の養殖施設が並ぶ。また、汐立川より東側の区域の陸域には農耕地が多く含まれる。当該区域では、海岸や河口部がハクチョウ類及びガン、カモ類の生息地として好適な環境を有しており、昭和27年3月に「小湊のハクチョウ及び渡来地」として国の特別天然記念物に指定されている。秋から春にかけて数千羽の渡り鳥が渡来し、コクガン(環境省レッドリスト絶滅危惧II類、希少鳥獣)も観察されるなど、越冬地や中継地として多様な鳥類の利用が継続して確認されている。

以上のとおり、当該区域は集団渡来地としての環境を適正に保護する必要があることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ハクチョウ類、ガンカモ類等の渡り鳥を始め多様な鳥獣の生息環境を保護するため適切な管理に努める。特に鳥類が主に利用している河口域や沿岸域での生息環境の管理に努める。
- 2) 鳥獣保護区管理員を通年1名配置し、違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員とともに定期的な巡視を行う。
- 3) 毎年渡り鳥の飛来期間中(10月～3月)に毎月2回を目処として定点カウント法での鳥類のモニタリング調査を国指定鳥獣保護区管理員により実施し、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 4) 当該区域はハクチョウ渡来地として全国に知られており、多くの利用者が訪れることから、鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、職員及び国指定鳥獣保護区管理員の巡視時に、鳥獣保護に関する普及啓発、利用上のマナー向上、

利用上の安全確保、鳥獣類への危害の未然防止、密猟の防止及び観察者棟等の適正利用について、利用者指導の徹底を図る。

5) 利用者指導の徹底を図るため、日頃から関係地方公共団体、地元N G O、地域住民等との緊密な連携に努める。

### 3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

### 4 当該区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該区域の概要

##### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、青森県東津軽郡平内町稻生から同町狩場沢までの海岸及び地先海面であり、そのほとんどが海面である。

##### イ 地形、地質等

海岸線は、陸域に漁港や護岸が整備されているものの、地先の海岸線は岩場と砂場が入り組み変化に富んでおり多様な生物が生息している。特に鳥獣保護区東端の汐立川の河口付近から清水川河口部周辺の沿岸部海域は、遠浅の海岸となっており、アマモ場が広く分布し、オオハクチョウの餌となる動植物が豊富に生育している。

##### ウ 植物相の概要

陸域の一部区域は水田雑草群落、市街地、畑雑草群落、放棄畑雑草群落、緑の多い住宅地等の占める割合が高い。この中にあって、オオハクチョウの主要な滞留箇所である汐立川河口部周辺～汐立川沿い、清水川河口部周辺にはクロマツ植林、ヤナギ低木群落、ヨシ等の植生が多く見られる。

##### エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、オオハクチョウ、コクガン、マガン、オシドリ、トモエガモ、シノリガモ、カンムリカツブリ、ヒメウ、コシヤクシギ、ホウロクシギ、ハマシギ、オジロワシ、オオワシ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサなど38科141種が確認されている。

哺乳類としては、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ツキノワグマ、トウホクノウサギの4科5種が確認されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

##### ア 鳥類

別表2のとおり。

##### イ 獣類

別表3のとおり。

#### (3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該地域においては、農林水産物被害は発生していない。

### 5 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	17本
(2) 特別保護地区用制札	0本
(3) 案 内 板	2基
(4) 給 水 器	—
(5) 給 餌 台	—
(6) 巣 箱	—
(7) そ の 他 (観察舎)	1棟

## 6 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区は、シベリア等から日本に飛来するオオハクチョウを中心とした渡り鳥の主要な渡来地となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

## 7 参考事項

### (1) 当初指定

昭和 46 年 11 月 1 日 (昭和 46 年 10 月 26 日 環境庁告示第 9 号)

### (2) 経緯

昭和 56 年 11 月 1 日 (昭和 56 年 10 月 27 日 環境庁告示第 103 号)  
存続期間の更新

平成 3 年 11 月 1 日 (平成 3 年 10 月 31 日 環境庁告示第 61 号)  
存続期間の更新

平成 13 年 11 月 1 日 (平成 13 年 10 月 29 日 環境省告示第 59 号)  
存続期間の更新